

長期会費未納者の取扱いについて

日本地域学会（以下「本学会」という）会則 10 条 1 号の運用については、次の通りとする。

（会員資格の喪失）

第1条 会費を 5 年以上滞納した会員は、理事会の議決により、会員資格を喪失する。

（特典の復活）

第2条 会員資格を喪失した者については、本学会会費規程第 14 条第 3 項の規定による特典の復活は認めない。

（再入会）

第3条 会員資格を喪失した者の再入会は、これを妨げない。

付則

本決定は、制定日から施行する。